

岩見沢市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）による地方税法の一部改正に伴い、延滞金又は遅延損害金に係る用語の見直しが行われたことを受け、所要の規定の整理を行う。

第 2 改正の内容

下記条例の延滞金又は遅延損害金に係る規定中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」又は「遅延損害金特例基準割合」に改めるほか、所要の規定の整備を行う。

- (1) 岩見沢市国民健康保険条例（昭和 4 8 年条例第 2 6 号）
- (2) 岩見沢市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 7 号）
- (3) 岩見沢市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年条例第 5 号）
- (4) 岩見沢市水道事業給水条例（昭和 3 1 年条例第 1 号）
- (5) 岩見沢市下水道条例（昭和 3 4 年条例第 1 7 号）

第 3 施行期日

令和 3 年 1 月 1 日

岩見沢市条例第 33 号

岩見沢市国民健康保険条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 12 月 22 日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(岩見沢市国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 岩見沢市国民健康保険条例（昭和 48 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

附則第 10 項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

(岩見沢市介護保険条例の一部改正)

第 2 条 岩見沢市介護保険条例（平成 12 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

(岩見沢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 岩見沢市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

（岩見沢市水道事業給水条例の一部改正）

第4条 岩見沢市水道事業給水条例（昭和31年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「遅延損害金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「遅延損害金特例基準割合」に改める。

（岩見沢市下水道条例の一部改正）

第5条 岩見沢市下水道条例（昭和34年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（延滞金の納付）

第15条の2 使用者は、納期限後にその使用料を納付する場合において、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額の端数が100円未満である場合又はその全額

が500円未満である場合には、これを徴収しない。

- 2 市長は、納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定による延滞金の全部又は一部を免除することができる。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（延滞金等に関する経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の岩見沢市国民健康保険条例附則第10項の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の岩見沢市介護保険条例附則第2条の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の岩見沢市後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の岩見沢市水道事業給水条例附則第4項の規定は、遅延損害金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 6 第5条の規定による改正後の岩見沢市下水道条例第15条の2及び附則第3項の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。